# 広島市安佐北コミュニティセンター

指定管理者候補者応募要領

令和6年7月 広島市企画総務局

# ≪ 目 次 ≫

1	‡	指定管理者の募集の趣旨	. 1
2	施設の概要1		
3	ŧ	<b>指定期間</b>	. 1
4	‡	   指定管理者が行う業務	. 1
	(1)	業務の範囲	1
	(2)	利用促進の取組	2
	(3)	自主事業の実施	2
	(4)	留意事項	2
5	î	管理の基準	. 2
	(1)	休館日	2
	(2)	開館時間	3
	(3)	使用の制限	3
	(4)	入館の制限	3
	(5)	関係法令等の遵守	3
	(6)	開館日の拡大や開館時間の延長の提案	3
6	ŧ	<b>岩定管理料に関する事項</b>	. 3
	(1)	指定管理料の上限額	3
	(2)	指定管理料の支払方法	4
	(3)	利用料金の取扱い	4
	(4)	前納利用料金	4
7	ŧ	<b>省定の取消し等</b>	. 4
8	E	申請資格等	. 4
	(1)	基本的事項	4
	(2)	選定基準	5
	(3)	欠格事項	5
	(4)	法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	5
	(5)	障害者雇用状況報告書等の提出	5
	(6)	事業所調書兼実体調査同意書の提出	5
9	J.	芯募要領の配布時期、説明会等	. 6
	(1)	スケジュール	6
	(2)	応募要領の配布期間、場所等	6
	(3)	説明会の開催日時、場所等	6
		質問の受付	
	(5)	申請書の受付	7
10	ŧ	是出書類	. 7
11	. 1	管理運営に関する収支計画書の開封	. 7
12	د ا	その他留意事項	. 8

13	寉	『査及び選定に関する事項	8
	(1)	審查方法等	. 8
	(2)	仮協定・協定の締結	. 8
	(3)	評価方法	. 9
	(4)	選定審査対象からの除外	. 9
	(5)	審査結果の通知及び公表	. 9
	(6)	その他	. 9
14	問	い合わせ先	. 9

# 別紙1 提出書類一覧

別紙2 広島市安佐北コミュニティセンター指定管理者の申請者の評価基準

- · 様式 1 指定申請書 (単独団体用)
- ・様式2 指定申請書(ジョイント方式により構成された団体用)
- ・様式3 ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状
- ・様式4 広島市安佐北コミュニティセンターの管理運営に関する事業計画書
- ・様式5及び様式5別紙 広島市安佐北コミュニティセンターの管理運営に関する収支計画書 利用料金収入及び人件費の積算内訳書
- ・様式6 広島市が推進する行政施策に関する報告書
- ・様式7 団体の概要
- · 様式 8 役員名簿
- ・様式9 障害者雇用状況報告書(報告義務のない団体用)
- ·様式10 障害者雇用計画書
- 様式11 宣誓書
- 様式 1 2 申請関係質問票
- ·様式13 応募説明会参加申込書
- 様式14 辞退届
- 様式15 委任状
- · 様式 1 6 事業所調書兼実体調査同意書
- · 様式 1 7 指定管理実績調書

# 広島市安佐北コミュニティセンター指定管理者候補者応募要領

# 1 指定管理者の募集の趣旨

広島市では、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、指定管理者制度を導入しています。

旧安佐市民病院の建替えに伴い、主要な機能の移転により生じた跡地(以下「跡地」という。)については、広島市が平成29年2月に策定した「安佐市民病院跡地の活用方針」や地域の代表者等から構成される「安佐市民病院跡地活用推進協議会」での議論等を踏まえ、活用を図っていくこととしています。

今般、文化活動、健康づくりに関する活動その他の多様な活動の場を設けることにより、市民の交流を促進し、もって地域の活性化を図るため、新たに設置する「広島市安佐北コミュニティセンター」について、指定管理者候補者(以下「候補者」という。)の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営に係る創意工夫のある提案を募集します。

## 2 施設の概要

広島市安佐北コミュニティセンターは、安佐医師会病院と同一建物内にある、安佐医師会病院、安佐医師会可部夜間急病センター、安佐准看護学院、広島市北部在宅医療・介護連携支援センター、子育て支援施設(公募型常時オープンスペース)との複合施設です。

広島市安佐北コミュニティセンターの財産(建物)の所管課は、広島市地域活性推進課です。

- (1) 名 称 広島市安佐北コミュニティセンター(以下「コミュニティセンター」という。)
- (2) 所 在 地 広島市安佐北区可部南二丁目1番38号
- (3) 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上6階建(内、本施設は1階、2階及び3階の一部)
- (4) 敷地面積 9,854.00㎡
- (5) 延床面積 1, 109.51 m<sup>2</sup>
- (6) 施設内容

室名	面積	摘要
ホール	6 5 1.00 m <sup>2</sup>	
事務室※	7 1. 4 0 m <sup>2</sup>	
空調機械室	78.00 m <sup>2</sup>	
共用部分	309.11 m²	トイレ、エレベーター、廊下等

※事務室の一部を更衣室や控室として機能を持たせるため、間仕切りを設置する予定です。

- (7) 駐 車 場 13台(併設する子育て支援施設と共用。身体障害者用2台を含む。)
- (8) 交 通 ・バス 「広島文教大学入口」バス停より徒歩5分
  - ・電車 JR 可部線「中島駅」より徒歩約10分
- (9) その他 コミュニティセンターは風水害(土砂・高潮・洪水)災害時の可部南学区の拠点的な指定 緊急避難場所として指定されています。

# 3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

#### 4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

- アコミュニティセンターの事業の実施に関すること。
- イコミュニティセンターの使用の許可に関すること。
- ウコミュニティセンターへの入館の制限に関すること。
- エ コミュニティセンターの特別設備の設置の許可に関すること。
- オコミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- カ その他市長が定める業務
- (2) 利用促進の取組

コミュニティセンターの利用促進を図るため、本市が設定している以下の基準値(利用者数)を達成するための利用促進策を提案してください。

#### 【広島市の基準値】

コミュニティセンターの年間利用者数:7,500人

(3) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に本市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

- ア 施設の利用促進を図る事業
- イ 物販事業(自動販売機等の設置)

施設利用者の便に供することを目的とし、飲料等の自動販売機等を設置し運営することができます (行政財産の目的外使用となることから、本市への使用料の納付が必要となります。)。

- ウ その他施設の利用者の利便を図る事業
- (4) 留意事項
  - ア 業務内容の詳細は「広島市安佐北コミュニティセンター指定管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)」 を参照してください。
  - イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は本市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について本市に他の報告書と併せて提出してください。

また、委託先の第三者が広島市競争入札参加資格者指名停止要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合は、本市の承認は行いません。

- ウ 避難場所として使用する場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応してください。
  - (ア) 施設の開錠・施錠
  - (4) 施設使用についての指示(使用可能箇所及び使用可能備品等の提示)
  - (ウ) 各種設備の使用方法等の指導等
  - (エ) 施設の使用調整 (既に申請があるものへの対応)
- エ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

# 5 管理の基準

- (1) 休館日
  - ア 火曜日(その日が8月6日に当たるときは、その日を除く。)。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日
  - イ 12月29日から翌年1月3日まで

#### (2) 開館時間

午前9時から午後9時まで

#### (3) 使用の制限

ア 次のいずれかに該当するときは、コミュニティセンターの使用は許可しません。

- (ア) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) コミュニティセンターのホール又はその附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (ウ) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- (エ) その他管理運営上支障があるとき。
- イ 緊急の場合(避難所開設時等)は、対応のため業務及び施設・設備使用の一部又は全部の停止を命じ、 使用の許可も取り消すことがあります。

#### (4) 入館の制限

次のいずれかに該当する者に対しては、コミュニティセンターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができます。

- ア 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- イ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- ウ 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- エ その他管理運営上支障があると認められる者

#### (5) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、個人情報の保護に関する法律、広島市安佐北コミュニティセンター条例、広島市安佐北コミュニティセンター条例施行規則、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令等を遵守してください。

(6) 開館日の拡大や開館時間の延長の提案

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開館日の拡大や開館時間の延長について提案をすることができます。

なお、本市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがあります。

#### 6 指定管理料に関する事項

コミュニティセンターの管理については、地方自治法第244条の2第8項により、利用料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び市が支払う施設運営に要する経費(以下「指定管理料」という。)をもって施設を運営します。

#### (1) 指定管理料の上限額

本市が支払う指定管理料の上限額(5年分)は、**1億4,705万3千円**(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とします。

上記の指定管理料の上限額は、消費税率10%適用の場合の額です。なお、指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

申請者は、下表①及び②を積算し、必要な指定管理料を提案してください。なお、上記の上限額は指定期間中における一定程度の物価上昇を見込んだ額としていますので、これを踏まえて提案してください。

積算額	内 訳
①管理運営経費	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の人件費、管理費(光熱水
(支出)	費、修繕料、保守管理費等)など
②利用料金収入(収入)	利用料金

#### (2) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。なお、指定管理者の申し出によって、指定管理料を概算払とすることができます。

本市から指定管理者への支払は、原則、毎月払とします。

(3) 利用料金の取扱い

#### ア設定

利用料金の額は、本市が条例で定める金額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

#### イ 減免・返還

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。

#### (4) 前納利用料金

前納利用料金とは、指定管理者が収納した次期指定期間の施設等の使用に係る利用料金のことで、指定 管理期間の最終年度に収納した前納利用料金は新しい指定管理者に引き継ぎます。このため、令和11年 度の収支計画書を作成するに当たっては、これを考慮した上で利用料金収入を算定してください。

#### 7 指定の取消し等

本市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて 業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市安佐北コミュニティセンター条例第14条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 仕様書別記1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当(役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。)することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不適当と本市が判断したとき。

## 8 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません(株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。)。

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。

なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の 構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

#### イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他

これらに準ずる書類を提出してください。

#### (2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

- ア 利用者の平等なコミュニティセンターの利用が確保されること。
- イ 事業計画書の内容が、コミュニティセンターの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
- ウ 事業計画書に沿ったコミュニティセンターの管理を安定して行う能力を有していること。

#### (3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

- ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- オ 本市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合(ただし、不可抗力による場合を除く。)
- (※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項 に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。
- (※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。
- (4) 法定雇用障害者数(注1)を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点(6月1日)において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書(様式10。注2)を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不適当であると本市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告(月例報告)等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告するとともに、本市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

(注1)「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

(注2)障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

(5) 障害者雇用状況報告書(様式9)等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は様式 9を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類(健康保険証 等及び身体障害者手帳等の写し)を提出してください。

- (※) <u>障害者を常用雇用していることを確認できる書類に被保険者等記号・番号等、住所及び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。</u>
- (6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書(様式16)を提出

してください。「広島市が推進する行政施策に関する報告書(様式6)」で本店が広島市外にあり、広島市内に本店以外のその他の事業所等があると報告した場合は、広島市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。この様式6では、事業活動を行っている事業所等(本店・支店など)を報告してください。

# 9 応募要領の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布 令和6年7月12日(金)から令和6年9月30日(月)まで

イ 説明会の開催 令和6年7月23日(火)14時00分から

オ 収支計画書の開封日 令和6年10月1日(火)

カ 書類審査・面接審査 令和6年10月中旬~10月下旬頃

キ 審査結果の通知令和6年11月上旬頃ク 仮協定の締結令和6年11月中旬頃ケ 指定管理者の指定令和6年12月下旬頃

コ 協定の締結 令和7年3月末

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

ア	配布期間	令和6年7月12日(金)から令和6年9月30日(月)まで
		午前8時30分から午後5時15分まで
		ただし、土曜日、日曜日、祝日及び8月6日を除く。
イ	配布場所等	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課において配布する。また、広島市ホ
		ームページ ( <u>https://www.city.hiroshima.lg.jp</u> ) からもダウンロードできる。

#### (3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

ア	開催日	令和6年7月23日(火)14時00分から	
1	開催場所	広島市安佐北コミュニティセンター予定場所2階ホール	
		(広島市安佐北区可部南二丁目1番38号)	
		次の要領で参加申込書を提出してください。	
	申込方法	様 式:応募説明会参加申込書(様式13)	
		提出期限:令和6年7月19日(金)午後5時15分まで	
ゥ		提 出 先:企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課	
		提出方法:持参、電子メール又はFAX	
		※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5	
		時15分までに限り受け付けます。電子メール又はFAXの場合は、担当者に	
		電話連絡の上、送信してください。(「14問い合わせ先」を参照)	
		① 申請者は説明会にできるだけ参加してください。	
	その他	② 参加人数は各団体3名以内としてください。	
		③ 「応募要領」、「仕様書」、「申請様式」、「別添資料」を持参してくださ	
		٧١°	

#### (4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア	受付期間	令和6年7月24日(水)から令和6年8月7日(水)午後5時15分まで
イ	受付方法	次の要領で質問書を提出してください。 様 式:申請関係質問票(様式12) 提出先:企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課 提出方法:持参、電子メール又はFAX ※ 持参の場合は、土曜日、日曜日及び8月6日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付けます。 ※ 電子メール又はFAXの場合は、担当者に電話連絡の上、送信してください。 (「14問い合わせ先」を参照)
ウ	回答予定	令和6年8月21日(水)までに、広島市ホームページに随時掲載します。

#### (5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

ア	受付期間	令和6年9月24日(火)から令和6年9月30日(月)午後5時15分まで
イ	提出場所	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課
ウ	提出方法	持参又は郵送
		※ 持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時
		15分までに限り受け付けます。
		※ 郵送の場合は、特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。期限を
		過ぎて到達したものについては選定の対象外とします。
		※ 電子メール、FAXでの受付は行いません。

# 10 提出書類

提出書類については、提出書類一覧(別紙1)のとおりです。

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社(株式会社に限る。)がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※ 管理開始後に、本施設の従事者のうち広島市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに市 内在住者であることが確認できる書類(運転免許証の写し等)を提出してください。

# 11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書(様式5)、利用料金収入及び人件費の積算内訳書(様式5) 別紙)については、次のとおり開封します。

- (1) 開封日 令和6年10月1日(火) ※開催時間、場所については申請者に後日お知らせします。
- (2) 実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します(各申請団体の提案額は発表しません。)。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

# 12 その他留意事項

- (1) 1団体(1グループ)が、この募集において複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 申請を辞退するときは、辞退届(様式14)を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 申請者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第 三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うこととします。
- (8) 提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市が候補者の選定の公表等に必要な場合には、本市は提出書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。
- (10) 事業計画書には収支計画書の内容を記載しないようにしてください。

# 13 審査及び選定に関する事項

- (1) 審査方法等
  - ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体の うちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。
  - イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会で提出書類を審査し5団体を選定(書類審査)した上で、 面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。
  - ウ 面接は、令和6年10月中旬から10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。
  - エ 面接には、応募団体(ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体)の代表者を 含む3名以内(応募団体の職員等に限る。)の出席をお願いします。
  - オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状(様式15)を持参してください。
- (2) 仮協定・協定の締結

本市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広 島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

- ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施 に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。
- イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消 し、協定を締結しないことがあります。
  - (ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
  - (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

#### (3) 評価方法

別紙2「広島市安佐北コミュニティセンター指定管理者の申請者の評価基準」により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合
- エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合
- オ その他不正行為があった場合
- (5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、令和6年11月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

ア 申請者が、候補者の選定前に、審査に関して自己に有利になることを目的として、選定審議会委員及 び本市関係職員に対し接触等の働きかけを行った場合は、失格とします。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件 に関して支出した費用については、本市は補償しません。

# 14 問い合わせ先

広島市企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課 政屋、勝山

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6番34号(広島市役所本庁舎11階)

電話: 082(504)2837 Fax: 082(504)2029 E-mail: chiikikassei@city.hiroshima.lg.jp